

## ～総会終了後の経理処理、忘れていませんか？～

Q 当組合では、5月に通常総会を開催し、昨年度の決算(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)が承認されました。剰余金処分案では、定款の定めにあるとおり、昨年度の純利益金額から①『法定利益準備金』として1/10以上を積み立て、②『教育情報費用繰越金』として1/20以上を次年度に繰り越し、③『特別積立金』として1/10以上を積み立てることにしています。

剰余金の処分は、総会で承認されると、総会の日付で経理処理を行わなければならないとされていますが、具体的な仕訳の方法や留意点等がありますか？

なお、当組合の剰余金処分案の内容は以下のとおりです。

剰余金処分案			
	自	平成22年	4月 1日
	至	平成23年	3月31日
I	当期末処分剰余金		(単位：円)
1	当期純利益金額	100,000	
2	前期繰越剰余金	<u>200,000</u>	<u>300,000</u>
II	剰余金処分額		
1	利益準備金	10,000	
2	教育情報費用繰越金	5,000	
3	組合積立金		
	特別積立金	<u>10,000</u>	<u>25,000</u>
III	次期繰越剰余金		<u>275,000</u>

A 剰余金処分案にて承認された内容は、総会で承認された後に、適正に経理処理をする必要があります。経理処理をする日付は、総会開催日と同日になります。

上記の剰余金処分案に対する仕訳は下記ようになります。

(借方)	(円)	(貸方)	(円)
当期純利益金額	100,000	利益準備金	10,000
		教育情報費用繰越金	5,000
		特別積立金	10,000
		繰越利益	75,000

剰余金の処分は、毎年度の純利益金額(その年度に発生した利益)から処分することになっており、前期繰越利益金額は含みません。前期繰越損失がある場合は、純利益金額から損失金額を差し引いた後の金額を剰余金として処分することになります。

①『法定利益準備金』及び②『教育情報費用繰越金』は、「中小企業等協同組合法第58条」により、③『特別積立金』は、組合定款により、下記のように定められています。

①『法定利益準備金』は、毎年度の純利益金額の1/10以上を出資総額の1/2以上になるまで、積み立てなければなりません。

②『教育情報費用繰越金』は、教育情報事業を実施している組合が、その事業の費用に充てるため、毎年度の純利益金額の1/20以上を次年度に繰り越さなければなりません。

③『特別積立金』は、組合の定款の定めにより毎年度の純利益金額の1/10以上を積み立てなければなりません。